

# 看護職員需給見通しの策定について

資料:4

## 事業概要

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図るなど就業者数の確保に努めることとされており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保に資する基本的な資料として、5年毎に看護職員の需給見通しを策定している。

## 国の状況

○平成26年12月1日 第1回看護職員需給見通しに関する検討会

- ・次期需給見通しは平成28～29年の2カ年。
- ・平成30年からの需給見通しは地域医療計画(6カ年)と開始時期等を合わせて策定。

○平成27年12月18日 第2回看護職員需給見通しに関する検討会

- ・看護職員の需給見通しについては、地域医療構想における2025年の医療需要等を踏まえて今後検討する。
- ・平成28、29年の2カ年の看護職員需給見通しは策定せず、「看護職員需給見通しに関する検討会」は「看護職員需給分科会」へ検討事項を引き継いで終了するとの報告。

○平成28年3月28日 医療従事者の需給に関する検討会(看護職員需給分科会)

＜基本的な策定方針＞

- ・第5次(前回)のように、各医療機関での看護職員の必要数から推計するものではなく、あくまで病床機能報告制度を用いた現在の医療機能4区分ごとの病床数当たりの看護職員数を、地域医療構想に基づく2025年の必要病床推計に当てはめて推計を行う。

○平成28年6月9日 国担当者からの事務連絡

- ・第5次(前回)のような、医療機関等へ調査票を配布しての集計は行わない。
- ・国からの推計ツールを使用しての、需給見通しの策定をすることとなり、本年の夏～秋口にかけて、具体的な策定方針が決定される予定。